

【記載例②】 昨年中に収入のなかった方

第42号様式(その1)
(宛先)

横浜市

年 月 日提出

令和6年度 市民税・県民税申告書

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得及び控除)

資料番号	3	8
------	---	---



令和6年1月1日現在の住所 旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	フリガナ ヨコハマ タロウ
現住所 (1月2日以降転居した人の現在の住所) (お引越しをされた方は現住所をお書きください。そうでない方は空欄で構いません。)	氏名 横浜 太郎
現在の勤務先又は事業所の所在地・名称	明・大(昭)・平・令・西暦 30年1月1日生 個人番号 123456789012 電話番号 045-954-xxxx
	整理番号 9 17

本人該当事項 (該当するときは○印で囲ってください。)

1 寡婦・ひとり親 (死別・離婚・生死不明)	2 障害者 (身・精・愛・認(3級))	3 勤労学生 (学校名)
生年月日	明・大(昭)・平・令・西暦 年 月 日生 障害者身・精・愛・認(級)	学校名
同居 有・無	同居 有・無	同居 有・無
個人番号	個人番号	個人番号
配偶者特別控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を右欄に記入してください。	配偶者の給与収入額 円	配偶者の年金収入額 円
	配偶者の合計所得金額 円	
氏名	氏名	氏名
続柄	続柄	続柄
生年月日	生年月日	生年月日
障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)
同居 有・無	同居 有・無	同居 有・無
個人番号	個人番号	個人番号
生年月日	生年月日	生年月日
障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)
同居 有・無	同居 有・無	同居 有・無
個人番号	個人番号	個人番号
生年月日	生年月日	生年月日
障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)	障害者身・精・愛・認(級)
同居 有・無	同居 有・無	同居 有・無
個人番号	個人番号	個人番号

本人該当事項に当てはまるものがある場合は、該当の欄にご記入ください。

配偶者・親族を扶養している場合は、記載例①を参考に該当の欄にご記入ください。

種目	(A) 収入金額 円	(B) 必要経費 (C)の金額を除く 円	(C) 特別控除額 円	所得金額 (A)-(B)-(C) 円
1 事業等				①
業 農業				②
不動産				③
利子				④
配当				⑤
その他				⑥
給与	給料等		源泉徴収票のない人は、裏面の「3給与の内訳」欄に記入してください。	⑦
雑	業務	②	①	②(②-①)
	その他	①	④	②(①-④)
	公的	④()年金 ⑤()年金 ⑥()年金		③(④+⑤+⑥)
年金等	裏面左ページの雑所得(公的年金等)金額の求め方に当てはめます。			⑧ (⑦+②+③)
総合課税の譲渡	短期	(A)収入金額	(B)必要経費	(C)特別控除額
				⑨
				⑩
				⑪
				⑫

該当する欄にご記入ください (いずれか一か所で構いません)。

右側には記入しないでください。

不動産	71	79
利子	80	88
配当	89	97
給与	90	109
給所	108	116
その他	117	125
年金	106	134
短期譲渡	133	141
長期譲渡	140	150
一時	151	159
雑損	160	168
医療	169	175
社保	176	182
小規模	183	189
新生保	190	194
旧生保	196	201
新年金	202	207
旧年金	208	213
介護医療	214	219
地震	220 221	224
旧長期	226	231
ふるさと	232	240
寄付	241	249
	258	267

収入がなかった場合、裏面の記入は必要ありません。

2 令和5年中に所得のなかった人は、この欄に同年中の生活状況等を記入してください。

1 (仕送りを受けていた、扶養されていた) (仕送り・扶養していた人の住所・氏名・続柄) 住所(例1) 同上 氏名 横浜 旭 あなたとの続柄 父	2 学生である (令和6年1月1日現在) 学校名 学年()年 月卒業予定)	3 次のいずれかに該当する 年金(恩給)を受給 <input type="checkbox"/> 障害年金を受給 <input type="checkbox"/> 傷病手当を受給 <input type="checkbox"/> 雇用保険を受給 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護などの公的扶助で生活
4 その他(生活状況を詳しく書いてください、預貯金で生活等) (例3) 預貯金で生活		

給与所得・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の納税方法について

1 普通徴収	自分で住民税を納付する方法
2 特別徴収	給与から住民税を差引きする方法